

研究余滴

日本語文法学会誌『日本語文法』の
査読システムの改善をお願いする

—「学界水準が弱者を守る」という思想—

福 嶋 健 伸

1. 『日本語文法』の査読方針—「学界水準が弱者を守る」という思想—

日本語文法学会の学会誌、『日本語文法』の査読システムは優れたものであると思われるが、一方で、まだ、改善の余地もあると思われる。本稿では、改善案とその理由をできるだけ具体的に示し、改善をお願いしたいと思う。

まず、『日本語文法』と、その査読方針について確認しておきたい。『日本語文法』は、日本語文法談話会を発展的に解消し、2000年に設立された、日本語文法学会の学会誌であり、誌名の通り、日本語の文法研究を中心とする学術雑誌である。その特長の一つとして、およそ2ページ分の詳細な査読要領を示している点が挙げられる。どのように査読されるのかよく分かるので、投稿をする者（あるいは投稿する大学院生を指導している教員）には大変有り難い。さらに、査読要領の中の「査読方針」にも注目すべきものがある。以下に、『日本語文法』の査読方針を示す。

(1) 査読方針

- (1) 査読は、学会誌に掲載される論文の質を維持するために行うという面がありますが、同時に、学会の会員は学会誌に論文等を発表する権利を持っていることに十分配慮し、過度に厳しい評価をしないようご注意ください。
- (2) 査読は、原稿の欠点を見つけて減点していくのではなく、原稿の長所を積極的に見つけ加算していく方法で行ってください。
- (3) 原稿に対する責任は執筆者が負うものであり、原稿の評価は読者が行うものだということを念頭に置き、査読者の考えを押しつけたり、過度の

アドバイスをを行わないようにご注意ください。査読者にとっては従いがたい論であっても、論として成り立っていれば、評価してください。

(『日本語文法』13-2の「査読要領」より)

この査読方針を一読すれば、『日本語文法』が、どのような事態を危惧しているのか、一目瞭然だろう。端的に言えば、査読者の考えと異なることを主張している投稿論文に対して、(自分の考えと異なることを理由に)過度に否定的な評価を下すことを危惧しているのである。

特に、査読者(あるいは、その関係者)の論文や考えが批判されている時は、「査読者にとっては従いがたい論」となりやすいので深刻である。一般的にあって、「先行研究の不十分な部分を指摘して、その点を克服する」というスタイルをとっている投稿論文は多い。また、同分野の研究者が査読者となることが多いので、どうしても、投稿論文が批判している先行研究の中に、査読者(あるいは、その関係者)の論が含まれることになりやすい。このため、「査読」というシステム自体が、そもそも、『日本語文法』の危惧している事態を誘発しやすいシステムなのである。それに加え、査読者はもとより立場が強いわけだが、学界に影響力のある研究者が査読者になりやすいので、その意味でも立場が強い。一方で、投稿者はその逆である。よって、意見が対立した場合、どうしても投稿者が不利ということになる。

もちろん、強力な性善説に立って、このような問題に目をつぶることはできる。つまり、「査読者は、査読する論文が、自分の考えと異なることを主張しているものや自説に異を唱えるもの(あるいは、自分の恩師や愛弟子、研究仲間の研究が、著しく不利になるもの)であっても、冷静に公正な判断を下すことができる」という前提に立ち、「そもそも問題など存在していない」とする考え方である。

しかし、『日本語文法』は、この問題に対して目をつぶることはしなかった。危惧を明示しつつ、査読方法(加點式等)や留意点を明確化するという対応策を打ち出したのである。

文言にこそ明示されていないものの、『日本語文法』の「査読方針」の背景には、「学界水準が弱者を守る」という思想があるように思う。「学界水準」を満たしている、つまり議論に値する投稿論文であれば、査読者にとっては従いがたいのものであっても認め、当該論文の妥当性は、公刊後、学界で議論していくという姿勢である(この点は庵(2013)も参照のこと)。このような方針を打ち出すことによって、立場の弱い者が書いた「学界水準」を満たしている論

文が、査読という密室の中で葬られることを、未然に防ごうとしているのだと思われる。

当然、各学会毎に、しかるべき理由があつて査読方針を決定していると思われるので、『日本語文法』の方針が唯一無二のものだと主張したいわけではない。ここで確認したいことは、「学界水準が弱者を守る」という思想を背景に持つことによって、事実上、『日本語文法』が学界の安全弁として機能しているという状況である。

投稿する者にとって、このような学会誌の存在は非常に有り難い。しかし、一方で、日本語文法学会の設立から、既に10年以上が経過しているので、これまでの蓄積をもとに、「学界水準」とは何かを明示的に議論し、改善の余地を検討しても良い時期にきていると思われる。そこで、本稿では、これまでの経験をもとに、具体的な改善案を述べたいと思う。

2. 1回目に「不採用 (D)」をつけた査読者が再査読するシステムを変更してもらえないか

具体的な提案をする前に、『日本語文法』の査読システムについて確認しておきたい(2013年11月15日、最新刊『日本語文法』13-2で確認)。採用・不採用は、以下のように決定される。

(2) 採用・不採用の決定

投稿された原稿は、学会誌委員(学会誌委員会が依頼した学会誌委員以外を含むことがある)3名が査読要領に従って、査読します。著者の氏名は査読者には知らされません。査読者の氏名も著者に知らされません。

査読結果は、採用、修正採用、修正再査読、不採用のいずれかとし、原則として投稿の締め切りから2か月以内に著者に通知します。

(『日本語文法』13-2の「投稿要領」より)

査読者3名によるダブル・ブラインド審査で、評価としては、4段階評価の査読というわけである¹⁾。

*1 ただし、学会誌委員の名前は公開されており、また、外部査読者として協力した研究者の名前も『日本語文法』で公開される。これは、査読者の経歴になるという利点があるだけでなく、医学系の雑誌でSmith(1999)等が問題としているような、匿名性の弊害も、うまく回避しているシステムだと思われる。

この4段階評価と再査読のシステムが論点となってくるので、もう少し詳しくみていきたい。4段階の評価とは、具体的には、以下のものである。

(3) 査読結果報告書の記入方法

評価は、採用、修正採用、修正再査読、不採用から一つを選んでください。あいまいな評価は行わないでください。それぞれの評価は、次のようなことを意味します。

- ・採用（いわゆる評価 A）：そのまま掲載してよい。
- ・修正採用（いわゆる評価 B）：執筆者に1か月程度の期間で修正を行うことを求める。修正された原稿は、学会誌委員会が修正を確認するだけで、再度の査読は行わない。
- ・修正再査読（いわゆる評価 C）：執筆者に1か月程度の期間で修正を行うことを求める。修正された原稿は、再度査読して採否を決める。
- ・不採用（いわゆる評価 D）：1か月程度の期間で修正を行っても、採用される可能性がない。

（『日本語文法』13-2の「査読要領」より。丸括弧内は福嶋）

3名の査読者が、それぞれ、上記のA～Dの評価をつけ、その組み合わせにより、総合判定（A～D）が決定する。総合判定Bであれば、基本的には、投稿論文は採用される方向であるといえる。一方、総合判定Cであれば、1か月程度の修正期間が与えられ、その後、再査読にまわるので、採用か不採用かは、まだ分からないということになる。

総合判定の決定がどのようになされるのか、詳細はよく分からないが、筆者が実際に目にし、ここで議論したいと思っている組み合わせは、以下のものである。

- (4) 査読者 (i) : 不採用 (D)
 査読者 (ii) : 不採用 (D)
 査読者 (iii) : 修正採用 (B)
 総合判定 : 修正再査読 (C)

査読者3名中2名が、不採用(D)と判定し「1か月程度の期間で修正を行っても、採用される可能性がない。」と判断している。一方、掲載という方向でも良いのではないかと考えている査読者もあり、その結果、総合判定が修正再

査読 (C) となっているケースである。総合判定 C ということは、まだ、チャンスが残っているということであり、その点は有り難い。よって、「 $D+D+B=C$ 」という組み合わせ自体には全く異存はない。

筆者が問題だと思うのは、次の再査読のシステムである。

(5) 再査読の要領

- (1) 初回の査読結果が修正再査読になり、再度提出された原稿は、原則として初回と同一の査読者に査読をお願いします。
- (2) 再査読の場合の評価は、採用、修正採用、不採用から一つを選んでください。修正再査読という評価はできません。

(『日本語文法』13-2の「査読要領」より。下線は福島)

つまり、最初に不採用 (D) をつけた査読者が、もう一度、査読するというわけである。もとより、「1 か月程度の期間で修正を行っても、採用される可能性がない。」と判断しているからこそ、最初の評価で不採用 (D) としているのである。常識的に考えて、1 か月程度の期間で修正を行っても、多くの場合、当該の査読者は、再び不採用 (D) と評価するだろう。

このシステムを改善してもらえないだろうか。具体的にいえば、最初に不採用 (D) と評価した査読者が、再査読することを避けてもらいたい。

率直に言って、筆者が見るところ、最初から不採用 (D) と評価する査読者は、「投稿論文を通すつもりは全くない」と感じさせる所見であることが多い。「1 か月程度の期間で修正を行っても、採用される可能性がない。」と判断しているわけだから、これは不自然なことではない。

しかし、総合判定は C であり、1 か月間、論文投稿者は、全力で改稿に取り組むことになる。1 か月で、不採用 (D) 判定の査読者の要求に応じるのは、(一部の例外はあっても) かなり難しいと思われるが、無理矢理にでも書き直すしかない。相当に苦しい作業である。

特に、時間的・経済的な制約がある大学院生の場合、事態は深刻である。「この所見では、書き直しをしても不採用だろう」と分かっているながら、なまじ僅かな希望があるだけに、1 か月間、指導教員とともに、全身全霊で改稿に取り組む、査読結果 (多くの場合「不採用」) を待つわけである。残酷ともいえる状況であり、やはり、この点は改善が強く望まれる。

もし、「1 回目に不採用 (D) と評価した査読者は、再査読に加わらない」としたら、どうだろうか。仮に次のような結果だったとしよう。

(26)

(6) 1 回目

査読者 (i) : 不採用 (D)

査読者 (ii) : 不採用 (D)

査読者 (iii) : 修正採用 (B)

総合判定 : 修正再査読 (C)

2 回目

査読者 (iii) : 修正採用 (B)

査読者 (iv) : 修正採用 (B)

査読者 (v) : 修正採用 (B)

総合判定 : 修正採用 (B)

査読者5名のうち、過半数の3名がBと判断していることになる。この場合、「学界水準」を満たしていると考え、「当該論文の良し悪しは、読者が判断する」として、掲載という方向で考えても良いのではなからうか。

新たな査読者を割り当てる手間は増えてしまうものの、最初に不採用 (D) をつけた査読者が再査読する (不採用と分かっているながら書き直しをしなければならぬ) ことを思えば、無理にでもお願いしたいところである。

3. 「特定の研究者 (あるいはグループ) を査読から外すよう要求する」権利を投稿者に認めてもらえないか

もし、可能であるならば、「特定の研究者 (あるいはグループ) を査読から外すよう要求する」という権利を、投稿者に認めてもらえると有り難い。一見、人文科学系の研究者には、聞き慣れない権利であるが、自然科学系の学会誌の一部では、「レフリー候補を挙げる」という権利とともに、既に認められている権利である。例えば、酒井聡樹氏 (専門: 進化生態学) の書いた『これから論文を書く若者のために 大改訂増補版』(酒井 2006) では、論文を投稿する際に、次のものを提出する場合があることを述べている。

(7) ⑥ 意見が対立しているため、審査に予断が入ってしまいそうな人 (グループ) のリスト (要するに、レフリーに選んで欲しくない人のリスト)

(酒井 (2006 : 170)、福嶋注: ①~⑤、及び⑦は省略)

この点について、酒井 (2006 : 172) では、次のような解説を加えている。

- (8) 項目⑥は、意見が対立している研究グループ間での争いに配慮してのことだ。あなたと意見が異なるグループの人がレフリーとなると「あなたの意見は間違っている」と一方的に決めつけられ、論文がリジェクト（掲載不可）されかねない。これでは公正さを欠くので、対立グループの人をレフリーから除外するわけである。

科学系学術団体として大手である、アメリカ化学会（American Chemical Society, 略称 ACS）の *The ACS Style Guide: Effective Communication of Scientific Information* の "Peer Review (Chapter 6)" の箇所を見ても、次のような記述がある。

- (9) Many book and Journal editors also allow authors to request that certain individuals, such as those in direct competition, not be selected to review. Editors usually comply with these requests. (p.75)

前述 (7) のような権利が、特殊なものではないことがお分かり頂けると思う。Annals of Internal Medicine（アメリカにおける内科学の中心的な学術雑誌）でも、次のようになっている。

- (10) 著者は論文審査をして欲しくない個人名があれば、投稿時に手紙でその理由を編集者に示す必要がある。（山崎 2003：122）

このような権利は、人文科学には縁遠いように思われるが、実は、学術雑誌 *Syntax* では、「レフリー候補を挙げる」という権利とともに、「特定の研究者を査読から外すよう要求する」という権利が²、既に認められている。

Syntax の Submit a Manuscript² には、Reviewers というページがあり、次のように書かれている。

- (11) To indicate your preferred and non-preferred reviewers, enter the reviewer's information into the textboxes below and click the appropriate designation button.
(閲覧日：2013年11月25日)

*2 <http://mc.manuscriptcentral.com/syntax> からログインできる。なお、事前に、ID登録が必要である。

同じページに、研究者の名前や所属を入れる欄があり、その下に、"Designate as Preferred Reviewer" "Designate as Non-Preferred Reviewer" のボタンがある。

このような権利が認められている背景には、(文系・理系の別なく)「○○という考え方を持つ研究者は、◇◇という考え方を全く受け入れない(場合がある)」ということがあるだろう。最初から「不採用判定を出してくる」と分かっている(あるいは、その可能性が極めて高い)研究者に査読をお願いするのは、生産的ではないというわけである。査読者も人間なので、特に自説の危機となる場合は、感情的になりやすい。そういったことを責めるのではなく、むしろ、そのような現実を踏まえた上でのシステム作りが大切なのだということである。

この問題を、本稿の立場に引きつけて述べると、「学界水準をクリアしているか否か(不採用か否か)を判定する際に、「投稿論文と査読者のマッチング(相性)」を考えてほしい」ということになる。

これは、『日本語文法』にとっても大変重要なことだと思う。分かりやすい例として、筆者の経験を述べたい。筆者は、テンス・アスペクト・モダリティ体系の変遷を研究しており、今から約400年前の日本語についていえば、少なくとも、「～ウ・～ウズ(ル) / 動詞基本形 [助動詞等が付いていないスルという形] / ～テイル」の3形式は、この体系の構成要素であると考えている(この3形式は体系をなしており、体系を見いだすことに意義があるという立場である)。この考え方は、学界水準的にさほど無理のないものと思われ、日本語学会の大会で発表した際には、興味深い研究という評価を、学会よりお手紙(投稿のお誘い)で頂いており、加えて、その発表内容は、京都大学の『国語国文』80巻3号に、「中世末期日本語の～ウ・～ウズ(ル)と動詞基本形—～テイルを含めた体系的視点からの考察」という、「体系」を含んだタイトルで、論文(福嶋2011a)として掲載されている³。

しかし、これらの形式間に体系を見いだす意義を認めない研究者も存在するわけであり、『国語国文』に投稿する前に、『日本語文法』に投稿した際には、そのような研究者に査読がまわってしまった。以下に、『日本語文法』の査読者から頂いた査読結果の原文(不採用の決定的な理由と思われる部分)を示す。

*3 「近代日本語のテンス・アスペクト・モダリティ体系の変遷に関する言語類型論的研究」という課題で、科学研究費も頂いている(研究課題番号:24720210)。4回目の若手研究(B)であり、外部評価から判断して、筆者の考え方や研究が、議論に値しないということはないように思う。なお、このテーマに関する筆者の論文には、福嶋(2002・2004・2011ab・2014)や安・福嶋(2005)等がある。最近の研究動向における、筆者の研究の位置付け等については、橋本(2014)を参照のこと。

(12)「ウ・ウズ、基本形、テイル」の三者間に「体系」を見出す意義は認められない。(1回目の「不採用の理由」より)

(13)ウ・ウズと基本形の関係に対し、テイルを含めた「体系」として解釈する意義が査読者には認めがたいです。(2回目の「不採用の理由」より)

この査読者の評価は、最初から一貫して不採用 (D) である。「体系」を見出す意義は認められない」と、はっきり述べていることから分かる通り、議論の余地はないといえる。2回とも短めの所見であったが、それを見る限り、不採用の理由は、結局、この点に尽きようであり、体系を見いだすという投稿論文の考え方に対して、「認められない」「意味がない」と否定的な文言を繰り返すだけであった。要するに、根本的なレベルで受け入れられないのである(言うまでもなく、肯定的な評価は何一つなかった)。

もちろん、この査読者のような学問的立場もあり得ると思うので、その考え方を、ここで批判したいわけではない(この立場にも、おそらく言い分があるのだと思う。まさに見解の相違である)⁴。

ここで主張したいことは、日本語学会の学会発表で、興味深い研究という評価を受け、伝統ある『国語国文』に掲載され、さらには、『日本語の研究』の展望号(8巻3号)において、状態性アスペクトに関する研究で注目されるものとして、7行にわたって紹介されている論文であっても、読む研究者が異なれば全く相手にされない(学界水準を満たしていない、つまり、議論に値しないので、読者が読んで判断するほどの価値もないと考えられ、『日本語文法』で最初から不採用(D)をもらう)ということであり、やはり、「投稿論文と査読者のマッチング」は、非常に重要であるということである⁵。

分かりやすい例として筆者の例を挙げたが、このようなマッチングの問題は、他の投稿者にもある程度の割合で生じていることだと思う⁶。特に、時間的・

*4 前述の(12)(13)だけでも査読者の立場は十分に分かるし、また、本稿では、査読の内容について議論したいわけではないので、査読結果を全て引用することはしなかった。今後のご意見によって、『日本語文法』に投稿した筆者の論文や査読結果等を、そのまま全て公開し、明示的な議論を行った方がよいということになれば、そのようにしたいと思う。

*5 当然、福岡(2011a)の内容に課題が全くないと主張しているわけではない。論文の評価が、研究者によって大きく異なるということも、述べたいのである。

*6 言うまでもなく、このマッチングの問題は、『日本語文法』だけの問題ではない。文系理系の違いを超えた、一般的な問題である。例えば、川口(2007)では、看護系学会誌の査読について、次のように述べている。「投稿論文と査読者のマッチングは、新しい知見を含んだ素晴らしい論文を発掘できるか否かに関わる非常に重要で、かつ神経質な作業です。(川口2007:393)」

経済的制約があり、他の学会誌に投稿することが難しいような大学院生等には、より深刻な問題ではなかろうか。

採否の最終的な決定は、学会誌委員会が行うわけであり、査読結果と異なる判断になることも可能性としてはあり得ようが、現実的には、そのようなことは希だろう。また、『日本語文法』の査読方針には「査読者にとっては従いがたい論であっても、論として成り立っていれば、評価してください。」と明記されているが、現実的に考えて、自分にとって従いがたい論に対して、「論として成り立っている」と判断することは、それほど多くはないと思う。査読者にとって従いがたければ、通常は「論として成り立っていない」と判断され、不採用になるのが現実だろう⁷。

結局、今のところ、1.節で見たような、『日本語文法』が危惧している事態が生じた場合に、投稿者が、(見解の異なる)査読者から身を守る術は、事実上、ないのである。そのため、学会誌委員や、査読者になりそうな研究者の論文を、批判しにくい状況となっている(投稿者に身を守る術がないのだから当然だろう)。

このような事情を考慮して頂き、「特定の研究者(あるいはグループ)を査読から外すよう要求する」という権利を、投稿者に認めてもらえないだろうか。

このような権利があれば、マッチングの問題を考えやすく、‘根本的なレベルで認められない’という査読者に、査読がまわる確率を下げるができる。さらにいえば、このような権利を認めることは、各種ハラスメント(査読をしそうな研究者からの、個人的な無理な仕事の依頼やお酒のお誘い等、あるいは、石井(1997)が指摘している事態⁸等)の防止にも役立つと考えている。このような権利が、他の分野で認められているのも、ハラスメント防止という側面があるように思う(この点、山崎(2003)も参照のこと)。加えて、学会誌委員や、査読者になりそうな研究者の論文を批判しなければならない場合の懸念、つまり、‘一方的に不採用にされるのではないか’という懸念も、いくらかは払拭することができ、活発な議論に繋がると思われる。

*7 一般的に、査読者は、「自分と対立しているから不採用にしたわけではなく、論として成り立っていないから不採用にしたのだ」と考えているわけであり、その意味で、(査読者に)悪意や敵意があるわけではない。しかしだからこそ、マッチングの問題は深刻なのだと思う。

*8 「(略)査読・審査にあたるひとは、投稿と同様の研究領域にたずさわっているから、投稿を否定しておいて、投稿にすこしてをくわえたものを自分のオリジナリティとして、公表することができる。といったところが、審査を否定する理由である。それぞれに一理あるといわなければならない。(石井1997:26)」

自然科学系の学会誌にバリエーションがあるように、人文科学系の学会誌にも、バリエーションがあって良いだろう。日本語学関係の学会誌においても、上記のような権利を投稿者に認める学会誌が、1つくらいあっても良いように思う。

「学界水準が弱者を守る」という思想を背景に持っているとは筆者は考えているので、『日本語文法』に、是非、上記の権利を認める学会誌になって頂きたいと思う。

なお、現状では、「特定の研究者（あるいはグループ）」を指定することに強い心理的抵抗があるかもしれない。その場合は、「○○という考え方を認めない研究者は、査読から外してもらいたい」、あるいは「◇◇という考え方を認める研究者に、査読をしてもらいたい」というような、固有名を指定しない形でのリクエストで良いと思う。また、このような要求を、どの程度受け入れるかは、学会誌委員会の判断によることだろう（投稿者の要求が現実的でない場合は、受け入れないという判断もあり得よう）。

4. オープンな議論を行い、できるところから改善を

本稿では「学界水準が弱者を守る」という思想をもとに、2.節と3.節で、それぞれ具体的な提案を行った。このうちのどちらかだけでも構わないので、できるところから、検討して頂ければ幸いである。

よく言われることであるが、論文査読の問題には、統計の第一種過誤と第二種過誤に似た問題がある。分かりやすくいえば、「良くない論文が掲載される」という問題と、「良い論文が掲載されない」という問題である。本稿の提案は、投稿論文を掲載しやすい方向に促すので、前者の危険性を上げ、後者の危険性を下げるものである⁹⁾。このような提案を敢えて行う理由は、端的に言えば、学界の安全弁の機能確保が重要だと考えているためである。

学問的な基準を満たしていない論文が掲載されても、専門家が誤りを指摘すれば良いので、決定的な問題には繋がりにくい。一方で、本来であれば掲載されてしかるべき論文が不採用になってしまった場合、我々に、その内容を知る術はない。不採用になった投稿者に、時間的・経済的余裕があれば、他の学会誌に投稿するという手段もあり得よう。しかし、それが難しい研究者も多いの

⁹⁾ 言うまでもなく、レベルの低い論文を掲載してほしいと主張しているわけではない。今後は、前者の危険性を下げる工夫も必要だと思う。

ではないか。それどころか、就職が厳しい現状では、不採用を機に、研究の道を諦めるという者も少なくないと思う。そうなると、我々は、優秀な論文を失うばかりか、優秀な人材まで失ってしまうことになる。これは極めて大きな痛手であり、このような最悪の事態は、できるかぎり避けたい（これが、本稿を執筆しようと決心した理由である）。

ところが、査読システムに関する議論は、『日本語文法』に限らず）タブー視されている感があることは否めない。「現状のままが良い（査読に関する議論はしたくない）」と考えている方もいないわけではなく、査読をめぐる議論には、現在のところ、一定のリスクがつきまとう。しかし、投稿論文の採用・不採用は、学界の根幹部分に関わることなので、問題を直視して、今後はオープンな議論を行い、できるところから改善をしていくべきであろう。

もちろん、学会誌委員や査読者の方々は、ご多忙の中、論文査読にお時間を割いて下さっているわけであり、学会員は常に感謝の気持ちを忘れてはならないと思う。加えて、『日本語文法』では、投稿から結果がでるまでの期間が短い。このことにも、深く感謝している。繰り返すが、『日本語文法』の査読システムは、既に十分優れたものであると思う。本稿でも「改善できる場所があれば、できるところからで構わないので、改善をしてもらえませんか」といいたいのであって、これまでのシステムが駄目だといっているのではない。

また、査読には、「(査読者等の) 労力 / 負担」や「学会規模」、「学界事情」等の制約があるので、他の学会で採用されているシステムが、『日本語文法』では有効に機能しないこともあるだろう。「改善したいのだが、現実的には改善できない」という事態も想定できる。しかし、たとえ、「改善は不可能」という結論になるとしても、一度は検討をお願いしたい。「問題はあるが、現実的には解決できない（‘目をつぶっている’ということには‘目をつぶっていない’）」ということと、「問題など、そもそも存在しないので議論しない（‘目をつぶっている’ということにも‘目をつぶっている’）」ということは、結果的には大差ないように見えても、研究者の態度として、大きな違いがあると思うし、また、査読システムをオープンに議論していくというような、メタ的な視点が、次世代に希望を繋ぐことになると信じているからである。

《参考文献》

- Anne J., Davis・小西恵美子・江藤裕之 (2002) 「論文査読の倫理—査読者、著者、編集者の権利と義務」 *Quality nursing* 8 (1) : 49-56、文光堂
- 安平鎬・福嶋健伸 (2005) 「中世末期日本語と現代韓国語のテンス・アスペクト体系—存在型アスペクト形式の文法化の度合い」 『日本語の研究』 1 (3) : 139-154、日本語学会
- Coghill, Anne M. & Lorrin R. Garson. (eds.) (2006) *The ACS Style Guide: Effective Communication of Scientific Information*, Third Edition, American Chemical Society, New York: Oxford University Press.
- 藤田節子 (2006a) 「国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析—参考文献の記述、著作権を中心として (I)」 『情報管理』 48 (10) : 667-676、独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
- 藤田節子 (2006b) 「国内科学技術系学会誌の投稿規定の分析：参考文献の記述、著作権を中心として (II)」 『情報管理』 48 (11) : 723-734、独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
- 藤田節子 (2007a) 「国内人文・社会科学系学会誌の投稿規定の分析 (I)」 『情報管理』 49 (10) : 564-575、独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
- 藤田節子 (2007b) 「国内人文・社会科学系学会誌の投稿規定の分析 (II)」 『情報管理』 49 (11) : 622-631、独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
- 福嶋健伸 (2002) 「中世末期日本語の～タについて—終止法で状態を表している場合を中心に」 『国語国文』 71(8) : 33-49、京都大学
- 福嶋健伸 (2004) 「中世末期日本語の～テイル・～テアルと動詞基本形」 『国語と国文学』 81 (2) : 47-59、東京大学
- 福嶋健伸 (2011a) 「中世末期日本語の～ウ・～ウズ (ル) と動詞基本形—～テイルを含めた体系的視点からの考察」 『国語国文』 80 (3) : 44-64、京都大学
- 福嶋健伸 (2011b) 「～テイルの成立とその発達」 『日本語文法の歴史と変化』、119-149、くろしお出版
- 福嶋健伸 (2014) 「従属節において意志・推量形式が減少したのはなぜか—近代日本語の変遷をムード優位言語からテンス優位言語への類型論的变化として捉える」 『日本語複文構文の研究』、347-382、ひつじ書房
- 橋本修 (2014) 「文法史に関する複文研究の動向と課題」 『日本語複文構文の研究』、215-227、ひつじ書房
- 甲斐靖幸 (1995a) 「国内学協会誌の投稿規定調査報告 (I)」 『情報管理』 38 (3) : 207-221、独立行政法人科学技術振興機構 (JST)
- 甲斐靖幸 (1995b) 「国内学協会誌の投稿規定調査報告 (II)」 『情報管理』 38 (4) : 338-352、独立行政法人科学技術振興機構 (JST)

- 小柳智一(2012)「〈特集:2010年・2011年における日本語学界の展望〉文法(史的研究)」『日本語の研究』8(3):18-25、日本語学会
- 後藤浩(2007)「表情の見えないのが論文、感情が露になるのが査読」『日本眼科学会雑誌』111(12):990、日本眼科学会
- 市川熹(2012)「論文査読とは」『手話学研究』21(通巻22号):97-102、日本手話学会
- 庵功雄(2013)『日本語教育・日本語学の「次の一手」』くろしお出版
- 石井久雄(1997)「学術雑誌の審査からみた論文のすがた」『論文・レポートの書き方』、20-26、明治書院
- 伊藤裕子(2011)「論文生産性によって特徴づけられる大学教員の研究活動」『研究技術計画』26(1/2):73-84、研究・技術計画学会
- 川口孝泰(2007)「学術雑誌の査読システムのあり方(第1回~第3回)」『看護研究』40(2)(4)(5):143-146、391-395、479-483、医学書院
- 木村千里(2009)「効果的な査読システムを確立するために—ワークショップで確認された課題と打開策」『日本助産学会誌』23(2):280-286、日本助産学会
- 北村智・岡本絵莉(2010)「工学系大学院の研究室教育における学生の満足度および成長の自己評価と研究業績の関係」『日本教育工学会論文誌』34(2):95-103、日本教育工学会
- 松村幸彦(2011)「雑誌のレベルと査読のレベル」『日本エネルギー学会誌』90(12):1201、日本エネルギー学会
- 操華子(2001)「アメリカ看護大学事情(16) 査読の査読」『月刊ナーシング』21(4):110-112、学習研究社
- 中村好一(2012)「公衆衛生分野の学術誌における査読のあり方—査読に対するひとつの私見」『日本健康教育学会誌』20(2):131-137、日本健康教育学会
- 根岸正光・山崎茂明(編著)(2001)『研究評価—研究者・研究機関・大学におけるガイドライン』丸善
- 西條剛央(2004)「迅速・確実・建設的な査読システムの構築へ向けた提案—相互作用の活発なジャーナルへの再生」『発達心理学研究』15(2):241-242、発達心理学学会
- 尾見康博(2001)「コミュニケーションとしての査読」『発達心理学研究』12(1):62-65、日本発達心理学学会
- 小野寺龍太(2001)「査読の功罪」『まてりあ』40(1):90、日本金属学会
- 大塚昭信(1977)「査読者は悪魔の手先か」『ファルマシア』13(12):1015-1016、日本薬学会
- 酒井聡樹(2006)『これから論文を書く若者のために 大改訂増補版』共立出版
- 佐治重豊(2001)「医学雑誌の科学情報倫理—邦文誌編集委員の立場から」『情報の科学と技術』51(12):614-618、情報科学技術協会
- 三波千穂美(2001)「歴史学分野の学協会誌における投稿規定—記載項目に関する調

- 査」『日本図書館情報学会誌』46 (3) : 128-138、日本図書館情報学会
- 三波千穂美 (2004) 「歴史学分野における学術雑誌の投稿規定—現状および提案」『図書館情報メディア研究』2 (2) : 79-90、筑波大学
- 佐藤達哉 (1997) 「わが国心理学界における学会誌の論文査読のあり方を巡って—心理学論 (へ) の挑戦 (2)」『人文学報』278 : 123-141、東京都立大学
- 清水康敬 (1988) 「投稿論文の流れと査読の考え方 (〈小特集〉学会誌の在り方)」『日本音響学会誌』44 (1) : 60-64、日本音響学会
- 島田真理恵 (2009) 「学会誌掲載論文の質の向上を目指して—査読者および編集者の役割」『日本助産学会誌』23 (2) : 155、日本助産学会
- Smith, Richard (1999) 'Opening up *BMJ* peer review: A beginning that should lead to complete transparency' *BMJ* 318:4-5. British Medical Association
- 高橋洋一 (2005) 「投稿論文査読の作法」『炭素』216 : 57、炭素材料学会
- 田中高政 (2012) 「よりよい論文を生み出すための著者・査読者・編集者の協働」『日本看護倫理学会誌』4 (1) : 49-51、日本看護倫理学会
- 「天気」編集委員会 (2004) 「査読制度に関する編集委員会の考え方と指針」『天気』51 (7) : 548-549、日本気象学会
- 寺村由比子 (1997a) 「投稿規定の比較分析による学会誌の分野別特徴 (I)」『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』4 (1) : 89-100、駿河台大学文化情報学部
- 寺村由比子 (1997b) 「投稿規定の比較分析による学会誌の分野別特徴 (II)」『文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀要』4 (2) : 129-146、駿河台大学文化情報学部
- 渡辺裕美 (2008) 「学会誌の査読制度充実へ向けて」『介護福祉学』15 (2) : 128-129、日本介護福祉学会
- 山田律子 (2003) 「査読を受けた立場から」『老年看護学』8 (1) : 101-107、日本老年看護学会誌
- 山崎茂明 (2003) 『論文投稿のインフォマティクス』中外医学社
- 山里敬也・佐波孝彦・塩田茂雄・太田能 (2012) 「査読の虎の巻」『通信ソサイエティマガジン B-plus』23 : 222-230、電子情報通信学会・通信ソサイエティ

【付記】『日本語文法』に投稿できる原稿の種類は、「研究論文」「研究ノート」「書評論文」「展望論文」の4種である。本稿の内容は、このうちのどれにも該当しないと思われるので、『実践国文学』の「研究余滴」に投稿した次第である。

(ふくしま たけのぶ・実践女子大学准教授)